

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月29日

【会社名】 株式会社山形銀行

【英訳名】 The Yamagata Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 長谷川 吉茂

【本店の所在の場所】 山形県山形市七日町三丁目1番2号

【電話番号】 山形(023)623局1221番(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 永井 悟

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目5番16号  
株式会社山形銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3567局1868番(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 那須 洋一

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社山形銀行 東京支店  
(東京都中央区京橋二丁目5番16号)

## 1【提出理由】

平成27年6月24日開催の当行第203期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 1. 期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金3円 総額490,337,691円

ロ 効力発生日

平成27年6月25日

##### 2. 剰余金の処分に関する事項

イ 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 6,000,000,000円

ロ 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 6,000,000,000円

#### 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、長谷川吉茂、三浦新一郎、石川芳宏、武田昌裕、鈴木康介、勝木伸哉、井上弓子の各氏を選任する。

#### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、柿崎正樹、中山真一の各氏を選任する。

#### 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役3名に対し総額2,620万円、ならびに退任監査役1名に対し2,220万円の退職慰労金を贈呈する。

#### 第5号議案 社外取締役および監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

社外取締役および監査役の退職慰労金制度廃止に伴い、在任中の社外取締役1名および監査役3名、第3号議案承認により重任された監査役1名に対し、就任時から本定時株主総会終結の時までの在任期間を対象とした退職慰労金の打ち切り支給を行う。

#### 第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時の取締役13名に対し総額1,663万円、当期末時の社外取締役1名に対し27万円、および当期末時の監査役5名に対し総額460万円の役員賞与を支給する。

#### 第7号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬を「月額300万円以内」から「月額400万円以内」に改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	120,692	91	10	(注)1	可決 95.96
第2号議案 取締役7名選任の件 長谷川 吉茂	114,082	6,689	10	(注)2	可決 90.70
三浦 新一郎	114,726	6,045	10		可決 91.21
石川 芳宏	114,726	6,045	10		可決 91.21
武田 昌裕	114,723	6,048	10		可決 91.21
鈴木 康介	116,054	4,717	10		可決 92.27
勝木 伸哉	116,054	4,717	10		可決 92.27
井上 弓子	115,758	5,013	10		可決 92.03
第3号議案 監査役2名選任の件 柿崎 正樹	114,979	5,803	10	(注)2	可決 91.41
中山 眞一	109,288	11,494	10		可決 86.89
第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件	103,634	17,148	10	(注)1	可決 82.39
第5号議案 社外取締役および監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	111,149	9,633	10	(注)1	可決 88.37
第6号議案 役員賞与支給の件	115,549	5,221	10	(注)1	可決 91.87
第7号議案 監査役の報酬額改定の件	116,039	4,743	10	(注)1	可決 92.26

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。